(旧) 日本語学会評議員選挙規則

1975年8月22日 制定 1978年5月28日 改訂 1999年5月30日 改訂 2000年5月28日 改訂 2004年5月22日 改訂 2009年6月7日 改訂 2012年5月19日 改訂

第1条 この規則は、会則第13条、第14条及び第15条の規定に基づき、評議員の選任に関して、選挙管理方式、候補者の確定方式、会員による投票及びその処理の方式について定める。

(選挙管理及び選挙管理委員会)

- 第2条 評議員の選任に関する選挙管理は、選挙管理委員会が行う。
- 2 選挙管理委員会は、評議員の改選が行われる度ごとに設ける。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人で構成する。
- 4 選挙管理委員は、任期の満了しない評議員の中から、評議員会で選出する。
- 5 選挙管理委員は、互選によって選挙管理委員長を選ぶ。
- 6 選挙管理委員会の任務は、評議員候補者の確定、会員の投票に関する有権者の認定、投票期日の決定、投票用紙の作成、郵送及び開票、並びに結果の報告とする。

(候補者)

- 第3条 会員の投票は、選挙管理委員会の確定した候補者について行うものとする。
- 2 候補者の数は原則として 50 人とし、改選の時期に任期の満了する評議員(以下「満期 評議員」という)を含めるものとする。
- 第4条 候補者の資格は、会則第14条に定める評議員に選任される資格条件を適用する。
- 第5条 選挙管理委員会は、次の手続きによって、評議員候補者を確定する。
 - (1) a 機関誌上での公告又はその他の方法により, 第 6 条に定める会員に候補者 の推薦を求める。
 - b 各々の推薦人が推薦できる候補者は5人以内とする。
 - (2) 推薦された者につき資格を審査し、その有資格者と満期評議員のうちの有資格者とが、合わせて第3条2に定める候補者数を超えない場合は、これをすべて評議員候補者とする。

- (3) a もし、上記の有資格者の数が合わせて第3条2に定める候補者数を超える場合は、満期評議員以外の有資格者につき、各評議員に、無記名、25人連記の投票を求め、上位得票者から満期評議員の有資格者に加えて50人までを、評議員候補者として決定する。
 - b 得票同数で順位をきめることができない場合は、選挙管理委員会の抽選に よる。

(有権者)

第6条 候補者の確定において推薦権を有する者,及び,会員による投票に際して投票権 を有する者は,本会の個人名会員で,公示日前月末までに,当該年度の会費を納入した 新入会員,または,前年度までの会費を納入している,以前からの会員とする。

(投票及び開票)

- 第7条 会員による投票及び結果の処理は、次の手続きによる。
 - (1) 選挙管理委員会は、第5条の規定によって確定した全候補者の氏名を記した投票 用紙を作成し、返送の期日を明示して、第6条に定める会員に郵送する。
 - (2) 会員は、投票用紙の候補者のうち、適当と考える者 25 人以内に指定された記号をつけ、投票用紙には無記名で、選挙管理委員会あてに郵送する。
 - (3) 開票は、選挙管理委員会の席上で、投票者の資格確認の上行う。
 - (4) a 上位得票者から25人を当選者とする。
 - b 得票同数で順位をきめることができない場合は、選挙管理委員会の抽選による。
 - (5) 満期評議員以外の評議員に欠員のある場合は、次点者を順に繰り上げて、補欠の 評議員とする。その任期は前任者の残任期間とする。

(選任の通告及び公告)

第8条 選挙管理委員会は、当選した全評議員に対してその旨通告し、選任の確定した全評議員の氏名を機関誌上に公告する。

(選挙管理委員会の運営)

第9条 第2条6に定める選挙管理委員会の任務の範囲で、この評議員選挙規則に定める 以外に必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

付則 この規則は、2004年5月22日から施行する。

付則 この規則は、2009年6月7日から施行する。

付則 この規則は、2012年5月19日から施行する。

- ※【字句訂正】 第 9 条「評議員改選規則」を「評議員選挙規則」と改めた。(2005 年 7 月 31 日理事会)
- (注)「日本語学会評議員・会計監査選挙施行規則」(2014年5月17日制定)の制定にと もない、この規則は廃止された。